

令和元年台風第19号の被災者への 市営住宅の提供について

神戸市では、令和元年台風第19号の被災者の方々に対する支援の一環として、住宅に困窮されている方に対して、下記のとおり市営住宅を提供します。今後、被災者からの入居申込みがあった場合に速やかに対応してまいります。

1. 提供する住宅及び使用条件

(1) 提供する住宅

市営住宅、当面50戸程度（北区、垂水区、西区が中心）

(2) 入居期間

原則1年以内

(3) 家賃

免除（ただし、共益費、光熱水費は入居者に負担していただきます。）

(4) 敷金・保証人

不要

2. 申込みの受付

(1) 受付開始日及び受付時間

令和元年10月23日（水）から

（平日）午前8時45分から午後5時30分まで（土日祝日を除く）

(2) 受付窓口

神戸市建築住宅局住宅管理課

（神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル3階）

(3) 入居者の決定方法

申込み受付開始後、先着順で入居者を決定します。

※申込み方法等は、電話でお問合せください。

TEL（078）595-6539（神戸市建築住宅局住宅管理課）

3. 申込み（手続き）に必要なもの

- ・身分証明書（本人確認ができるもの1つ）
（身分証明書：運転免許証、健康保険証、年金手帳など）
- ・印鑑
- ・り災証明書